

香取市地域おこし協力隊（空き家活用業務）

隊 員 募 集 要 項

1 目的

香取市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、空き家の掘り起こしや空き家バンクの機能向上により、空き家の利活用の促進及び移住・定住人口や関係人口の増加に貢献できる人材を、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）として募集選考することを目的とする。

2 業務内容

隊員が行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 空き家の把握に関する業務
空き家の実態把握調査、外観調査及びデータ登録、登録データの更新
- (2) 空き家の利活用に関する業務
所有者及び利活用希望者からの相談、問い合わせ対応
- (3) 空き家バンクの運営に関する業務
宅建事業者及び関連事業者等との連携・調整
空き家バンクの機能向上、制度の周知
- (4) 空き家対策の情報発信に関する業務
空き家に関する各種制度、補助金等の周知、セミナー等の企画
- (5) その他、空き家に関する業務

なお、活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

また活動にあたっては、市職員や市内宅建事業者との相互協力のもと活動するものとする。

3 募集人数

隊員の募集人員は1名とし、性別は問わない。

4 募集対象

募集する隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 令和7年4月1日時点で、年齢が概ね20歳から40歳までの者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）に現に住所を有する者※
 - イ 他の地方自治体において地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、その解嘱から1年以内の者
 - ウ 他の地方自治体において語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者
 - エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者

- (4) 委嘱される前の1年間に香取市内に住所を定めていない者で、委嘱後に香取市へ住民票を異動し住居することができる者
- (5) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲及び情熱を持っており、住民と協力して誠実に協力活動ができる者
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者
- (7) 複数年の滞在が可能な者
- (8) 普通自動車運転免許を取得している者（採用までに取得見込みを含む。）

※(3) アの要件は、総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」において、香取市への転入が、特別交付税措置の対象となる地域に現に住所を有する者とする。

5 勤務地

勤務地は、香取市内とする。

6 任用形態・期間

- (1) 任用形態は、香取市会計年度任用職員（パートタイム）とする。
- (2) 任用期間は、任用の日から令和8年3月31日までとする（従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行う場合があります（当初任用の日から最大3年））。
- (3) 市の会計年度任用職員としてふさわしくないと判断される場合には、香取市職員の分限に関する条例及び、香取市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の定めるところにより、免職される場合があります。

7 勤務日・勤務時間

- (1) 勤務日は、週5日（1週間当たり35時間）を原則とする。
（5日のうち3日以上は都市整備課内での勤務とし、以外の勤務日は地域おこし協力隊としての活動とする。）
- (2) 1日の勤務時間、9時00分から17時00分まで。
（シフト勤務可）（間に1時間の休憩時間を設ける。）

8 給与

月額207,100円（共済保険料等の本人負担分を含む。）とする。
期末・勤勉手当（6月・12月）を条例及び規則の定めるところにより支給する。

9 待遇・福利厚生

- (1) 共済組合短期給付保険（健康保険）、厚生年金、雇用保険に加入する。
- (2) 住居は、民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約し確保することを原則とする。ただし、月額55,000円を上限に、予算の範囲内で活動等の経費の一部

として雇用主が負担する。

- (3) 転居に係る費用（敷金礼金を含む。）、生活に必要な費用（光熱水費、食費、生活費等）などは自己負担とする。
- (4) 活動内容に関係がある場合や活動に支障が無い範囲においては、個人事業の運営など、副業を可能とする。

10 休日・休暇

休日は土日・祝日・年末年始休業日のほか、年間に定められている有給休暇等を取得できるものとする。

11 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、次に掲げる隊員の活動や生活を支援する。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域に定着するための支援
- (3) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4) 隊員が地域で生活するための生活支援
- (5) その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

12 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担する。なお、負担の可否については、協議の上決定する。

- (1) 隊員の活動期間中の賠償責任保険に係る保険料
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (4) 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合に要する参加費用及び旅費等
- (5) 隊員が活動に使用する自家用車等の借上料及び燃料費（ただし、月額10,000円を上限とする。）なお、自家用車等は隊員各自で用意するものとする。
- (6) 隊員が活動に使用するパソコンや携帯電話の通信費（ただし、月額5,000円を上限とする。なお、パソコンや携帯電話は隊員各自で用意するものとする。）
- (7) その他、隊員の活動に要する経費

13 応募・選考方法

応募及び選考の方法は次のとおりとする。

- (1) 応募方法
 - ①受付〆切：令和7年5月9日（金）
 - ②提出書類
 - ・応募用紙（指定様式に必要事項を記入）
 - ・活動目標レポート（A4用紙1枚程度）

- ・履歴書（市販のもの、カラー写真貼付）
- ・住民票（本籍地記載不要）※海外在留者は、代わりに在留証明書
- ・普通自動車運転免許証の写し
- ・外国青年招致事業参加経験者としての応募者は、当該プログラムの在職証明書

※提出された応募書類は返却しない。

③提出方法等：郵送又は持参にて下記「15 応募・問い合わせ先」へ提出

（2）第1次選考 書類審査

- ①第1次選考として書類選考を実施
- ②応募期限から数日程度で、応募者全員に結果を文書で通知

（3）第2次選考 面接審査

- ①第1次選考合格者を対象に面接を実施
- ②日程は令和7年5月16日（金）を予定しているが、詳細は第1次選考の結果時に通知

（4）最終結果の通知

審査後、随時、第2次選考受験者全員に通知する。

※応募選考に必要な郵送費、交通費等は応募者の負担とする。

14 その他

令和7年7月1日以降の委嘱とする。なお、活動開始日は、市・採用者の協議により決定する。

15 応募・問い合わせ先

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127

香取市 建設水道部 都市整備課 住宅班

Tel : 0478-50-1214、Fax : 0478-54-7654

E-mail : toshi2@city.katori.lg.jp